役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人Lino（以下「当法人」という）の定款第１８条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第１２条に規定する理事及び監事をいう。

(2) 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることが出来る。

(3) 報酬等とは、職務の執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。

(4) 費用とは、職務のに伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の額）

第３条　年２００万円を上限として、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（報酬の支払方法）

第４条　本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

（費用）

第５条　役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

（改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

１　この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

２　この規程は、令和５年３月３１日から施行する